

(様式 1 - 3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 3 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	120	事業名	公立学校施設整備費国庫負担事業（鳴瀬桜華小学校校舎）	事業番号	A-1-4
交付団体	東松島市		事業実施主体（直接/間接）	東松島市（直接）	
総交付対象事業費	967,378（千円） 531,353（千円）		全体事業費	1,012,696（千円）	
事業概要					
<p>東日本大震災の津波により全壊となった浜市小学校（現在は小野小学校と統合し鳴瀬桜華小学校）の災害復旧のため移設新築を行うもの。</p> <p>当該小学校については、平成 24 年 6 月に指定した災害危険区域内にあり、災害危険区域の指定について、特に学校に関する制限はないものの、住民の意向や法の趣旨を考慮し現地復旧は適さないものと判断し、隣接地区の小野小学校と統合再編を図り移転新築するもの。</p> <p>事業実施学校名：鳴瀬桜華小学校（被災校：浜市小学校・小野小学校統合校） 計画規模（校舎面積 A=4,905 m²、屋内運動場面積 A=1,254 m²、校地面積 A=16,022 m²）</p> <p>【第 17 回】建設実施設計（校舎） 45,318 千円（国費 33,988 千円）（事業間流用）</p> <p>【第 23 回】鳴瀬桜華小学校（校舎等建築工事：R1.7～R2.12（18 ヶ月）） 令和元年度分 531,353 千円（国費 398,514 千円）</p> <p>【第 26 回申請額】 鳴瀬桜華小学校（校舎等建築工事：R1.7～R2.12（18 ヶ月）） 令和 2 年度分 436,025 千円（国費 327,018 千円）</p> <p>東松島市復興まちづくり計画（記載箇所 P.24～P25） 第 2 章 分野別取組み 2 支えあって安心して暮らせるまちづくり (2) 安心して心豊かに暮らせる生活環境の向上 ②教育環境の充実と文化の継承 実施事業：学校関係施設災害復旧事業</p> <p>（事業間流用による経費の変更）（平成 29 年 1 月 19 日） 設計費として、◆A-1-3-3 公立学校施設整備費国庫負担事業（鳴瀬未来中学校校舎等整備事業（用地造成））より 45,318 千円（国費：H25 当初（繰越）33,988 千円）を流用。これにより、交付対象事業費は 0 千円（国費：0 千円）から 45,318 千円（国費：33,988 千円）に増額。</p>					
当面の事業概要					
平成 27 年度	校舎移転適地調査（効果促進事業★D-23-2-67）				
平成 28 年度	基本構想・基本計画策定（効果促進事業★D-23-2-11）				
平成 29-30 年度	基本・実施設計（A-1-4・A-1-5）				
平成 29-31 年度	用地造成工事（A-1-4-1）				
平成 31 年 1 月	災害査定				
令和元～2 年度	建設工事（第 23 回・第 26 回申請）				
令和 3 年 1 月	供用開始				

東日本大震災の被害との関係

旧浜市小学校は、2.8mの津波により校舎1階の天井まで浸水し壊滅的な被害を受け全壊、そのほか体育館、プール、付属建物も同じく全壊しました。隣接区域の旧小野小学校の校舎間借りを経て、平成25年4月に同校と統合し、鳴瀬桜華小学校となっています。

関連する災害復旧事業の概要

平成23年度発生公立学校施設災害復旧事業 浜市小学校災害復旧工事

東日本大震災により被災した校舎及び屋内運動場等の移転新築を災害復旧事業で行なう予定であり、今後、災害査定を受け事業を実施します。なお、災害復旧方法については、文部科学省と協議を行い平成24年3月13日付けで「公立学校施設災害復旧費負担法第5条に規定する原形に復旧することが著しく不相当である場合と判断される」の回答を受けています。

(様式 1 - 3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 3 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	121	事業名	公立学校施設整備費国庫負担事業(鳴瀬桜華小学校屋内運動場)	事業番号	A-1-5
交付団体	東松島市		事業実施主体(直接/間接)	東松島市(直接)	
総交付対象事業費	123,040(千円) 66,961(千円)-		全体事業費	133,437(千円)	
事業概要					
<p>東日本大震災の津波により全壊となった浜市小学校(現在は小野小学校と統合し鳴瀬桜華小学校)の災害復旧のため移設新築を行うもの。</p> <p>当該小学校については、平成 24 年 6 月に指定した災害危険区域内にあり、災害危険区域の指定について、特に学校に関する制限はないものの、住民の意向や法の趣旨を考慮し現地復旧は適さないものと判断し、隣接地区の小野小学校と統合再編を図り移転新築するもの。</p> <p>事業実施学校名：鳴瀬桜華小学校(被災校：浜市小学校・小野小学校統合校) 計画規模(校舎面積 A=4,905 m²、屋内運動場面積 A=1,254 m²、校地面積 A=16,022 m²)</p> <p>【第 17 回】建設実施設計(屋内運動場) 10,397 千円(国費 7,797 千円)(事業間流用)</p> <p>【第 23 回】鳴瀬桜華小学校(校舎等建築工事：R1.7~R2.12(18 ヶ月)) 令和元年度分 66,961 千円(国費 50,220 千円)</p> <p>【第 26 回申請額】 鳴瀬桜華小学校(校舎等建築工事：R1.7~R2.12(18 ヶ月)) 令和 2 年度分 56,079 千円(国費 42,059 千円)</p> <p>東松島市復興まちづくり計画(記載箇所 P.24~P25) 第 2 章 分野別取組み 2 支えあって安心して暮らせるまちづくり (2) 安心して心豊かに暮らせる生活環境の向上 ②教育環境の充実と文化の継承 実施事業：学校関係施設災害復旧事業</p> <p>(事業間流用による経費の変更)(平成 29 年 1 月 19 日) 設計費として、◆A-1-3-3 公立学校施設整備費国庫負担事業(鳴瀬未来中学校校舎等整備事業(用地造成))より 10,397 千円(国費：H25 当初(繰越)7,797 千円)を流用。これにより、交付対象事業費は 0 千円(国費：0 千円)から 10,397 千円(国費：7,797 千円)に増額。</p>					

当面の事業概要

平成 27 年度 校舎移転適地調査(効果促進事業★D-23-2-67)
平成 28 年度 基本構想・基本計画策定(効果促進事業★D-23-2-11)
平成 29-30 年度 基本・実施設計(A-1-4・A-1-5)
平成 29-31 年度 用地造成工事(A-1-4-1)
平成 31 年 1 月 災害査定
令和元～2 年度 建設工事(第 23 回・第 26 回申請)
令和 3 年 1 月 供用開始

東日本大震災の被害との関係

旧浜市小学校は、2.8mの津波により校舎 1 階の天井まで浸水し壊滅的な被害を受け全壊、そのほか体育館、プール、付属建物も同じく全壊しました。隣接区域の旧小野小学校の校舎間借りを経て、平成 25 年 4 月に同校と統合し、鳴瀬桜華小学校となっています。

関連する災害復旧事業の概要

平成 23 年度発生公立学校施設災害復旧事業 浜市小学校災害復旧工事

東日本大震災により被災した校舎及び屋内運動場等の移転新築を災害復旧事業で行なう予定であり、今後、災害査定を受け事業を実施します。なお、災害復旧方法については、文部科学省と協議を行い平成 24 年 3 月 13 日付けで「公立学校施設災害復旧費負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不相当である場合と判断される」の回答を受けています。

(様式 1 - 3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 3 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	129	事業名	学校施設環境改善事業 (鳴瀬桜華小学校ネットワーク基盤整備事業)	事業番号	A-2-3
交付団体	東松島市	事業実施主体 (直接/間接)	東松島市(直接)		
総交付対象事業費	17,050 (千円)	全体事業費	17,050 (千円)		
事業概要					
<p>東日本大震災の津波により全壊となった浜市小学校(現在は小野小学校と統合し鳴瀬桜華小学校)の災害復旧事業により建築する新校舎へネットワーク基盤整備を行うもの。</p> <p>当該小学校については、平成 24 年 6 月に指定した災害危険区域内にあり、災害危険区域の指定について、特に学校に関する制限はないものの、住民の意向や法の趣旨を考慮し現地復旧は適さないものと判断し、隣接地区の小野小学校と統合再編を図り移転新築するもの。新校舎建築に併せて、学校運営上必要となるネットワーク基盤を新規に構築する必要性が生じています。なお、整備計画においては、民間事業者の借上げ回線を利用する計画としています。</p> <p>事業実施学校名：鳴瀬桜華小学校(被災校：浜市小学校・小野小学校統合校) ネットワーク基盤整備 一式</p> <p>【第 26 回申請】 17,050 千円(国庫 11,366 千円) 鳴瀬桜華小学校(ネットワーク基盤整備事業) [申請内訳] ●令和 2 年度分 17,050 千円 (1) ネットワーク基盤整備事業 一式 17,050,000 円 東松島市復興まちづくり計画(記載箇所 P. 24~P25) 第 2 章 分野別取組み 2 支えあって安心して暮らせるまちづくり (2) 安心して心豊かに暮らせる生活環境の向上 ②教育環境の充実と文化の継承 実施事業：学校関係施設災害復旧事業</p>					
当面の事業概要					
令和 2 年度 ネットワーク基盤整備 令和 3 年 1 月 供用開始					
東日本大震災の被害との関係					
旧浜市小学校は、2.8mの津波により校舎 1 階の天井まで浸水し壊滅的な被害を受け全壊、そのほか体育館、プール、付属建物も同じく全壊しました。隣接区域の旧小野小学校の校舎間借りを経て、平成 25 年 4 月に同校と統合し、鳴瀬桜華小学校となっています。					
関連する災害復旧事業の概要					

平成 23 年度発生公立学校施設災害復旧事業 浜市小学校災害復旧工事

東日本大震災により被災した校舎及び屋内運動場等の移転新築を災害復旧事業で行なう予定であり、今後、災害査定を受け事業を実施します。なお、災害復旧方法については、文部科学省と協議を行い平成 24 年 3 月 13 日付けで「公立学校施設災害復旧費負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不適當である場合と判断される」の回答を受けています。